令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 つるぎ町社会福祉協議会

社協の基本方針

使 命

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域 生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生 きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

経営理念

使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会 | の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

基本方針

「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が 参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記の経営理念に基づき以下の基本 方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分 に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した 経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

行動規範

社協職員、社会福祉専門職として社会的役割を果たすために、以下を実践の拠り所とする。

- ・社協職員行動原則 ― 私たちがめざす職員像 ― (2011.5 全国社会福祉協議会)
- ・ソーシャルワーカーの倫理綱領(2005.1 社会福祉専門職団体協議会)
- ・全国ホームヘルパー協議会倫理綱領(2004.5 全国ホームヘルパー協議会)

現状と課題

(令和4年10月1日 現在)

1	人口 (総数)		7,972	人	10	民協区数	1	民協区
2	外国人登録者数		36	人	(11)	民生委員児童委員数	48	人
3	世帯数		3,980	世帯	(11)	(主任児童委員数)	3	人
	65 歳以上人口		3,795	人	12	保健師数	7	人
4	(高齢化率)		47.60	%	(13)	身体障がい者手帳	581	
		65~74 歳	1,650	人	13)	保持者数	361	人
		75 歳~	2,145	人	14)	療育手帳所持者数	152	人
(5)	ひとり暮らし高齢者数		1,283	人	(15)	精神障がい者保健	67	人
6	介護保険	要介護度5	65	人	13)	福祉手帳保持者数	07	人
		要介護度4	165	人	16)	母子世帯数	59	世帯
		要介護度3	130	人	17)	父子世帯数	14	世帯
		要介護度 2	172	人	(18)	生活福祉資金	11	件
		要介護度1	91	人	10)	貸付事業	7,343,264	円
		要支援2	190	人	19	日常生活自立支援事業	9	人利用
		要支援1	105	人	20	生活保護受給世帯数	142	世帯
7	町内(自治)会数		196	団体	21)	被保護人員	176	人
8	小当	学校区数	3	区	22	生活保護率	22.07	‰
9	中当	学校区数	2	区				

上表のとおり、人口(総数)や世帯数は年々減少し、同様に 65 歳以上人口は減少しているものの高齢化率は増加しています。また、下表の将来人口推計では、2040年に現在の半分程度になると推計されており、こうした人口減少や高齢化による影響が、地域力の低下や担い手不足から地域活動が継続できなくなるなど、様々な問題が懸念されます。

将来人口推計	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
	(H27)	(R2)	(R7)	(R12)	(R17)	(R22)	(R27)
人口(総数)	8,927	7,555	6,355	5,324	4,423	3,628	2,938

さらに、新型コロナウイルス感染症について、令和 4 年 8 月には徳島県で過去最多の陽性が確認されるなど、関心の薄れとは反比例して感染拡大が続いています。令和 5 年 5 月には、政府から感染症法上の 5 類へ移行する方針が示されていますが、しばらくはマスクの着用や消毒など基本的な感染対策については継続しながら、いかにして事業を展開していくのか、縮小ならびに中止してきた事業の再開についても進めていく必要があります。

法人経営部門

部門の使命「法人全体の管理・他の部門が事業を遂行しやすい環境をつくる」

適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務、労務管理をはじめ、 組織全体にかかわる企画・調整を行う。

重点目標

これまで新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止や縮小してきた各会議やイベントについて徐々に再開していく。しかし、徳島県の感染者数は拡大を続けているため基本的な感染対策は継続する。また、事業継続計画 (BCP) をより実情に沿う計画となるよう策定、改善していく。

★印は重点事項

組織管理

- 1 会員の募集
- 2 理事会の開催
- 3 評議員会の開催
- 4 評議員選任・解任委員会の運営
- 5 福祉サービスに関する苦情解決
- 6 個人情報保護に対しての対応
- ★7 新型コロナウィルス感染症の予防対策

感染症法上の 5 類に移行する方針が示されるなど緩和の方向に進んでいるが、徳島県では感染拡大が続いており、職員のマスク着用や消毒などの対策は継続する。

労務管理

- 1 役職員の研修
- 2 職員の適正配置
- 3 職員福利厚生等の充実
- 4 職員間の情報共有
- 5 労働環境の改善

財務管理

- 1 会計処理
- 2 監査の実施
- 3 備品及び固定資産の管理
- 4 団体の会計処理

企画・調整

- 1 社会福祉大会の開催(10月下旬 開催予定)
- 2 全町一斉河川・道路清掃(7月第1日曜日 開催予定)
- 3 社会福祉基金事業の在り方について検討
- 4 発展・強化計画の進捗管理
- ★5 事業継続計画 (BCP) の策定及び改善 災害等発生時、どのように事業を継続するのか、より実情に応じた計画となるよう策 定、改善していく。

広 報

- 1 町広報誌等を活用した情報提供
- 2 ホームページによる広報
- 3 一般・特別会員への報告・周知

福祉関係団体への支援及び協力

- 1 手をつなぐ育成会
- 2 共同募金委員会
- 3 身体障がい者会
- 4 遺族会一宇支部
- 5 献血活動への協力
- 6 関係機関との連携・協働

地域福祉活動推進部門

部門の使命「地域を基盤としたソーシャルワークを行うこと」

地域には、多様な価値観と相まって様々な生活課題が存在しているが、地域福祉の中核として、その解決に向けて行政や関係機関、地域住民やボランティア等と連携し、地域に暮らす人たちが共に支えあう地域づくりを支援し、地域福祉の基盤整備をする。また、地域住民のあらゆる生活課題を深刻化する前に早期発見し、人々の尊厳を守り、必要な支援を受けながらその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域共生社会の実現を目指すことを使命とする。

重点目標

感染症対策と活動制限のバランスを取りつつ、各種行事や地域活動が再開できるよう支援し、 地域の福祉力向上をめざすことにより、多様化している地域生活課題が深刻化する前に解決 できるような住民主体による共に支えあう地域づくりのため、地域活動やボランティア活動 を支援するとともに、多種多様な活動につながるように学習機会を提供する。また、福祉専門 職として地域生活支援・課題解決が円滑に進むように、法人内部の事業間・部門間で効率よく 連携できるように適切な情報共有を行う。

総合相談

1 弁護士相談奇数月に1回(第4木曜)年間 6回 開催予定2 司法書士相談毎月2回(第2・3水曜)年間 24回 開催予定3 理学療法士相談毎月1回(第2木曜)年間 12回 開催予定

個を地域で支える援助

- 1 ひとり暮らし高齢者安心事業(委託先:つるぎ町)
- 2 みんなに安心お届け事業
- 3 生活困窮者自立支援事業(受託先:徳島県)
- 4 顔なじみ見守りネットワーク事業
- 5 安心カプセル配布事業
- 6 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(受託先:つるぎ町)

個を支える地域をつくる援助

- 1 いきいきサロンの支援・拡充
- 2 地域懇談会及びふれあい給食会(配食含む)の開催支援と資金助成
- ★3 第4期地域福祉活動計画の推進

行政が策定する「地域福祉計画」と連動した、地域福祉推進のための両輪として、 令和5年度から9年度の5年間、モデル地区の活動を中心に支援する。

4 福祉推進委員との連絡調整及び地区会活動助成金の支給

ボランティアセンター事業

- 1 ボランティアをしたい方と、ボランティアのサポートを求めている方をコーディネート (調整) したり、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行う。
- 2 各種養成講座、講演会、福祉教育を通した啓発活動を実施し、ボランティア活動の 活性化並びに、裾野拡大を図る。

団体活動への助成事業

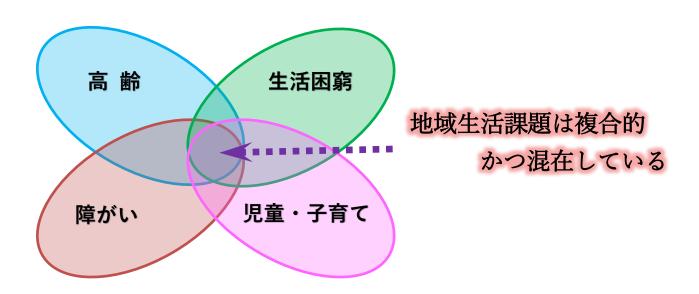
- 1 団体への助成(財源:社会福祉基金事業)
- 2 団体等への助成(財源:善意銀行)

生活支援

- 1 日常生活自立支援事業(受託先:徳島県社会福祉協議会)
- 2 福祉用具・運動用具・車両の貸与事業
- 3 チャイルドシート貸出事業
- 4 点字・声の広報等発行事業(受託先:つるぎ町)

個人への資金援助

- 1 生活福祉資金貸付事務事業(受託先:徳島県社会福祉協議会)
- ★2 生活困窮者一時立替金(財源:社会福祉基金) 生活状況を確認する事で困窮の要因となった生活課題を発見し、関係機関等と協議 しながら解決に向け支援を行う。また、徴収不能者には適正な対応を検討する。
 - 3 災害等被災見舞金(財源:社会福祉基金)
 - 4 小規模災害見舞金の交付(財源:善意銀行)
 - 5 日常生活用具貸与料金等助成(財源:善意銀行)



だから地域を基盤としたソーシャルワークが必要 その機能を持つのが社会福祉協議会の強み

介護・生活支援サービス部門

部門の使命「在宅での生活を継続していけるよう支援する」

生まれ育った地域で、いつまでも自分らしく暮らしていけるよう、在宅での生活を支援する サービスを提供することを使命とする。

重点目標

セーフティネットの役割として、社協の他の機能を活用した困難ケースへの対応や採算が 確保できない地域でも最後の砦として介護サービスを担う。また「新型コロナウイルス」等 への感染防止対策に努め、利用者やその家族の生活を継続できるよう各事業を展開していく。

介護サービス

- ★1 居宅介護支援事業 (ケアマネジャー) 個別支援を行いながら、地域支援を一体的・統合的に行う取り組みを進める。
- ★2 居宅訪問介護事業(ホームヘルパー) リスクマネジメントを徹底する、事故を予防し、サービスの質の向上を行う。 感染症や災害への対応力の強化を図り、業務継続に向けた取り組みを進める。
 - 3 第一号訪問事業 (ホームヘルパー)
 - 4 障がい福祉サービス事業 (ホームヘルパー)
 - 5 つるぎ町養育支援訪問事業(ホームヘルパー)

地域全体における在宅介護の基盤整備

- 1 福祉課題の把握
- 2 在宅福祉サービスの開発